

杜甫「説旱」 訳注

谷 口 匡

解題

「説旱」は盛唐の詩人杜甫が日照りの対策を論じた文章である。今回この文章に訳注を施すのは、盛唐までに書かれた数少ない「説」作品の一つとして着目するためである。散文の一ジャンル（文体）としての「説」は唐代の半ばまでは作品があまり残っていない。明の徐師曾『文体明辨』が指摘するごとく、三国魏の曹植の作が目立つ程度で作者は非常に少なく、『文選』にも収められなかった。

唐代までに廢れたかに見える「説」は、中唐になってばつばつと書かれ始め、韓愈・柳宗元の登場により再生がなされる。そのような中、唐代前半、すなわち盛唐までの「説」で残っている作品は僅かであり、『全唐文』の表題で「○○説」もしくは「説○○」となっている文をさしあたって「説」ジャンルと見なすと、管見では、姚崇の「十

事要説」「答盧懷慎捕蝗説」（『全唐文』卷二〇六）、杜甫の「東西兩川説」「説旱」（『全唐文』卷三六〇）の四篇にとどまる。

年代順にまず姚崇の「説」から見てもよい。姚崇は玄宗皇帝の在位の初め、開元年間初期の宰相である。伝は『旧唐書』卷九六、『新唐書』卷一二四にあるが、注目されるのは前者には「答盧懷慎捕蝗説」、後者には「十事要説」の全文が、それぞれ姚崇の発言として見えることであり、「答盧懷慎捕蝗説」は『新唐書』にも節略して引かれる。なお姚崇には「姚崇集」という十卷の文集があったことが『旧唐書』経籍志、『新唐書』藝文志、『通志』藝文略などによって知られるが、現在は散逸している。

二篇のうち、先天二年（七一三）、姚崇が宰相に任じられる直前に玄宗に述べた十の政治改革案が「十事要説」である。『新唐書』によれば、この建言は玄宗とともに狩獵

に興じる場面でなされている。すなわち先天二年、玄宗は渭水のほとりで獵をしていたところへ、同州刺史だった姚崇を呼びよせ、崇は獵の腕前を披露して帝を満足させる。

崇はその後さらに政治を論じて帝の信頼を得、宰相への就任を要請されるが、即答せず、就任の条件に十の政治改革案を提案した。そして『全唐文』はこの政治改革案十条の部分を「十事要説」と題して収録している。

こうした流れを追うと、「十事要説」は、殷の伊尹が味覚の話で湯王を喜ばせてから王道を説いたような、古代における弁論の「説」の延長に位置づけることもできる。ただその文章の内容は天子への建言を内容とする純粹な議論文で、「上書」や「表」に相当するものであるから、韓柳以後の後世の「説」ジャンルが担う、随想的な雑文の性格はまだなかった。

その三年後の開元四年（七一六）、山東に大量発生した蝗を殺すことに黄門監の盧懷慎が反対意見を述べた時、それに答えたのが「答盧懷慎捕蝗説」である。この時盧懷慎は蝗の発生は天災ゆえに人間の手に負えないものであり、虫を大量に殺すことは和気を破るとした。この文はそれに反論したもので、表題は「盧懷慎の蝗を捕る説に答う」または「盧懷慎の捕蝗に答うる説」などと読めよう。

この文で姚崇は人間が生き物を殺す四つの故事を挙げ、人間を安んじるところに志があり、礼を失わないことを企図するものならば、殺生も許されると主張する。こうした論法は天子に主張を認めてもらう時の常套手段だが、伝承されてきた故事を使って相手を説得する、先秦時代の弁論の「説」を遠く受け継いでいるようにも見える。ただ本篇の場合は相手の意見に対する弁駁を目的としており、「議」「弁」などのジャンルにむしろ近いのではなからうか。以上を要するに姚崇の二篇の「説」は、内容的には天子への要請や相手への反駁が主であり、この二篇がもともと「説」という表題だったと仮定すると、この時期の「説」は中唐以降のそれとは性格を異にしていたといえよう。

これら姚崇の二篇の「説」より約五十年遅れて、杜甫の二篇「東西兩川説」「説旱」（ともに『杜詩詳注』卷二五）が現れる。杜甫の別集には宋本が残っており、それらでも同じ表題であることから、この二篇はもともと「説」として書かれたと見なしてもよいのではなからうか。

このうち「東西兩川説」（東西兩川の説）は広徳二年（七六四）、杜甫五十三歳の作で、節度參謀・檢校工部員外郎として嚴武の幕中にあり、吐蕃の侵攻に対する備えについて建言した文章である。羌族を主体とする邛州・雅州の

兵卒に朝廷の兵卒を加えて指揮系統を確立すること、節度使に直属する兵馬使に一括して指揮権を与えて諸部落の不満を抑えること、春の農繁期の前に天子の名義で蛮族を帰順させ、流民にも手厚くすること、貧富の差をなくし賦役を均等にして県令・刺史を選び直すことなどが論じられている。

今回訳注を施す「説早」(早を説く)はそれより先、宝応元年(七六二)、杜甫が五十一歳の時に成都で書いた文章で、成都尹と御史大夫を兼ね、劍南兩川節度使となつて成都に着任した嚴武に日照りの対策を説いたものである。蕭滌非主編『杜甫全集校注』(人民文学出版社、二〇一四年)に従つて全体を三段に分けると、第一段では蜀で続く日照りの原因を罪人の恨みが天に満ちているためだと分析する。第二段では太宗の前例も出しつつ、雨を降らせるために罪人の刑を軽くしよう訴える。第三段では侍丁の税を優遇し、老人をよく養えば、天が感じて雨を降らすとする。

この文章には、天象と人事を関連づける天人相関説の考え方が見えるが、杜甫の場合は古代のように一切の原因を天子の徳に帰するのではなく、現実の施政によって天災を克服できると考えていたことがわかる。また獄囚の中に冤

罪の者が多かつたという認識があつたことも窺える。

以上のように、杜甫の「説」は二篇とも当時の社会が直面する問題について、自己の意見を上官に述べたものである。それに先立つ姚崇による政治問題をめぐる議論も「説」と呼ばれていたとすれば、盛唐期の「説」は政治的な議論を交わす文章として存在していたと考えられる。

付言すれば、杜甫の場合、「義鵠行」(『杜詩詳注』卷六)が柳宗元「鵠説」の先駆的作品と見なせる(谷口匡「唐代の「説」ジャンル 柳宗元「鵠説」について」『中唐文学会報』第二四号、二〇一七年、参照)ように、むしろ詩の中に中唐以後の「説」を先取りした側面が存するといえよう。

訳注

底本には蕭滌非主編『杜甫全集校注』を用い、校勘・訳注には『宋本杜工部集』(続古逸叢書影印本、略称「宋本」)、元・高崇蘭『集千家註批点杜工部文集』(元・会文堂刊本天理図書館善本叢書『集千家註批点杜工部詩集』、略称「高本」)、清・錢謙益箋注『杜工部集』(大通書局社詩叢刊影印本『錢牧齋先生箋注杜詩』、略称「錢本」)、清・朱鶴齡輯注『杜工部文集』(京都大学蔵金陵葉永茹万

巻楼刻本『杜工部全集』、略称「朱本」、清・張潛『讀書堂杜工部文集註解』（大通書局杜詩叢刊影印本、略称「張本」）、清・仇兆鰲『杜詩詳注』（中華書局排印本、略称「仇本」）、『全唐文』（中華書局影印本）、謝思煒『杜甫集校注』（上海古籍出版社、二〇一五年）の諸本を参照した。

本文は原則として底本に従ったが、「為」を「爲」に直すなど、ごく一部、注記せずに正字に改めた場合がある。

訓読・語釈では校勘を除いて、新字体を用いた。

なお本訳注は筆者が草稿を作成し、杜甫散文研究会（二〇一七年九月三〇日、於東京女子大学）での検討を経て成ったものである。底本に従い、題注と本文三段に分ける。

〔題注〕

初、中丞嚴公節制劍南日、奉此說。

はじめ、中丞嚴公、劍南に節制たるの日、此の説を奉る。

当初、御史中丞の嚴武が劍南に節度使として赴任していた時にこの「説」を献上した。

初、「初」以下の十三字を、高本、張本は「公自注」、朱

本、仇本は「原注」として引く。全唐文にはこの十三字がない。朱本にはさらに「宝応元年の作」と注する。また高本、張本は黄鶴の「年譜弁疑」を引いて「宝応元年、成都に在りて嚴武に『説旱』を上る。時に嚴武、成都の尹と為り、劍南東西川に節度たり」とある。

中丞嚴公「中丞」は御史中丞。御史大夫を補佐して、官吏の不正を取り調べる官。「嚴公」は嚴武（七二六―七六五）。杜甫が上疏してその罷免を救おうとした宰相房琯が重用した能吏で、杜甫とも親しかった。『旧唐書』卷一一七、『新唐書』卷一二九に伝があり、『旧唐書』では御史中丞を経て、この時は御史大夫を兼任していたとする。

節制 節度使のこと。ここでは節度使として赴任する意。

蜀の地方は開元七年（七一九）に劍南道節度使が置かれ、その後、至徳二年（七五七）に西川節度使と東川節度使が分置されたが、嚴武の赴任に際して劍南兩川節度使に合併された。後出の「東西兩川」の語釈も参照。

劍 宋本、高本、錢本は「劍」に作る。

（一）

周禮司巫、若國大旱、則率巫而舞雩。傳曰、龍見而雩。謂

建巳之月、蒼龍宿之體、昏見東方、萬物待雨盛大、故祭天遠爲百穀祈膏雨也。今蜀自十月不雨、抵建卯、非雩之時、奈久旱何。得非獄吏只知禁繫、不知疎決、怨氣積、冤氣盛、亦能致旱。是何川澤之乾也、塵霧之塞也、行路皆菜色也。田家其愁痛也。

【周礼】司巫に、「若し国大いに旱すれば、則ち巫を率いて舞雩す」と。伝に曰わく、「竜見われて雩す」と。謂えらく建巳の月、蒼龍宿の体、昏に東方に見われ、万物雨を待ちて盛大なり、故に天を祭り、遠く百穀の為に膏雨を祈るなりと。今蜀十月より雨ふらず、建卯に抵り、雩の時に非ざれば、久しく旱するを奈何せん。獄吏只だ禁繫を知り、疎決を知らず、怨氣積み、冤氣盛んにして、亦た能く旱を致すに非ざるを得んや。是れ何ぞ川沢の乾ける、塵霧の塞がれる、行路皆な菜色なる。田家其れ愁痛せん。

【周礼】司巫に、「もし国に大旱魃がおこつたら、巫を引き連れて雨乞いの祭をする」とある。『春秋左氏伝』に「蒼龍宿が現れたら雨乞いの祭を行う」とある。これは思うに、四月に蒼龍宿の星座群が、夕暮れになって東の方角に現れると、万物は雨が降って茂り生長するので、そこで

天を祭り、遠く先を見通してもろもろの穀物のために恵みの雨を祈るのである。今、この蜀の地方は十月以来雨が降っていないが、二月であり、雨乞いの祭をする時期ではないので、この長期にわたる日照りをどうしたらよいだろうか。獄吏は罪人を拘禁することしか頭になく、審理して刑を軽くしようとせず、その恨みや冤罪に対する不平の気が活発になって、日照りをもたらしただけではないか。なんと川や沼は干からび、土ぼこりが視界を塞ぎ、道行く人はみな顔色が悪いことか。農家はおそらく嘆き悲しんでいるだろう。

周礼司巫「周礼」春官・司巫に「司巫は、群巫の政令を掌る。若し国大いに旱すれば、則ち巫を帥いて舞雩す」。

舞雩「雩」は雨乞いの祭。舞踊を伴うのでかく言う。

伝曰く『春秋左氏伝』桓公五年に「凡そ祀は、啓蟄にして郊し、竜見われて雩し、始めて殺して嘗し、閉蟄にして烝す」、杜預の注に「竜見」は、建巳の月、蒼龍宿の体、昏に東方に見わる。万物始めて盛んにして、雨を待ちて大なり。故に天を祭り、遠く百穀の為に膏雨を祈る」。

竜 蒼竜宿のこと。「蒼竜宿」の語釈参照。

謂 高本、朱本、張本にはこの字がない。

建巳之月 旧曆四月。上元二年（七六一）、肅宗が元号を

廃し、十一月を歳首として「建子」の月とし、以下、順

に十二支をあてた（両『唐書』肅宗紀）。『礼記』月令の

鄭玄注に『春秋伝』に曰わく、「竜あち見あわれて雩うす」と。

雩の正（雨乞いの祭を行う正しい時期）、当つるに四月

を以つてす」とある。また、『旧唐書』肅宗紀に「建巳

の月を四月と為す」。

蒼竜宿 二十八宿（天球上で太陽と月が通る周天黄道にあ

る二十八の恒星）を四つに分けたうちの、東の七宿

（角・亢・氐・房・心・尾・箕）をいう。

膏雨 作物を潤す雨。

抵 錢本、全唐文は「月旅」に作る。

建卯 「子」から数えて四番目の「卯」は上元二年二月。

「建巳之月」の語釈参照。

得非 くではないか。

禁繫 拘禁する。

疎決 「疎決」に同じ。審理して判決を下す。ここは、罪

人を審理して減刑の決定を下す意で用いる。朱本、仇本、
全唐文は「疎」を「疏」に作る

怨氣積、冤氣盛、亦能致早 「怨氣」は恨みの心。「冤氣」

は冤罪の恨み。人々の恨みが異変を生じ、日照りや飢饉

を引き起こすという考え方は、『漢紀』孝成皇帝紀三に

「怨氣、陰陽に結び、之に因りて以て饑饉す」、『後漢

書』光武帝紀に「久しく早して麦を傷やぶう。…將はた残吏

（残忍な官吏）未だ勝たえず、獄多く冤結び、元元（万

民）愁い恨みて、天気を感動せしむるか」など見える。

菜色 菜食している人の顔色。飢えて血色のよくないさま。

塵霧 霧のように舞いあがる土ぼこり。

(二)

自中丞下車之初、軍郡之政、罷弊之俗、已下手開濟矣。百

事冗長者、又以革削矣。獨獄囚未聞處分、豈次第未到、爲

獄無濫繫者乎。穀者、百姓之本、百役是出。況冬麥黃枯、

春種不入。公誠能暫輟諸務、親問囚徒、除合死者之外、下

筆盡放、使囹圄一空、必甘雨大降。但怨氣消、則和氣應矣。

躬自疎決、請以兩縣及府繫爲始。管内東西兩川各遣一使、

兼委刺史縣令、對巡使同疎決、如兩縣及府等囚例處分、眾

人之望也、隨時之義也。昔貞觀中、歲大旱、文皇帝親臨長

安萬年二赤縣決獄、膏雨滂足。即岳鎮方面歲荒札、皆連帥

大臣之務也、不可忽。

中丞下車するの初めより、軍郡の政、罷弊の俗、已に手を下し開済す。百事の冗長する者、又た以つて革削す。独り獄囚のみ未だ処分を聞かず、豈に次第未だ到らず、獄濫りに繋がるる者無しと為すか。穀は百姓の本、百役に是れ出だす。況や冬麦黄ばみ枯れ、春種入らざるをや。公誠に能く暫く諸の務めを輟め、親ら囚徒を問い、合に死すべき者を除くの外は、筆を下して尽く放ち、圜圍をして一空ならしめば、必ず甘雨大いに降らん。但だ怨氣消えなば則ち和氣応ぜん。躬自ら陳決し、請う兩県及び府の繋を以つて始めと為すを。管内の東西兩川は各一使を遣わし、兼ねて刺史稟令に委ね、巡使に対して疏決を同じくし、兩県及び府等の囚の例の如く処分するは、衆人の望みなり、随時の義なり。昔貞觀中、歳大いに旱し、文皇帝親ら長安・万年の二赤県に臨みて獄を決し、膏雨滂足す。即ち岳鎮方面 歳荒札なるは、皆な連帥大臣の務めなり、ゆるせにすべからず。

御史中丞は着任した当初から、軍や郡の政治、疲弊した習俗の改革については、すでに着手して、困難を切り開いた。すべてのむだに煩瑣な事柄も、自身の手で廃止した。しか

し監獄の囚人についてのみ、まだ処置がなされたことを聞かない。その順番がまだ来ないだけで、監獄に不当に拘禁された者はいないと考えているのではないか。穀物は、万民の根本であり、色々の仕事に対して供給するものである（通常の年でもそのように大切なのに）ましてや冬小麦が枯れてしまい、春の種まきもできていないのだから。公がもし他の仕事をしばし停止して、みずから囚人のもとへ出向き、死罪にすべき者以外は、文書を発してことごとく解放し、牢獄をからにさせたなら、きっと恵みの雨がたくさん降るだろう。恨みの気が消えさえすれば、穏やかな気が呼応して起こるだろう。公自身が減刑の決定を下すにあたり、成都・華陽の二県と成都府から始められたい。管轄内の東川・西川に対してはそれぞれ一人ずつ使者を派遣し、刺史と稟令に委ね、巡使と一緒に判決を同じにさせ、二県や成都府などの囚人の例と同じように処置できれば、それは万人の望みであり、時宜になつた正しい方法である。昔、貞觀年間の、大旱魃がおこつた年に、太宗皇帝がみずから長安県・万年県という二つの赤県に行幸して罪を軽くする判決を下したところ、恵みの雨がすっかり降つた。つまり辺境や地方の高官の場合では、その年に凶作がおこつたり疫病が流行したりしたなら、その対処は高官の仕

事であり、おろそかにしてはならない。

中丞 嚴武を指す。「中丞嚴公」の語釈参照。

下車 初めて任地に至る。

開濟 新局面を切り開き、難局を救う。杜甫「蜀相」詩
〔詳注〕巻九に「兩朝開濟、老臣の心」(異説もある)。

革削 廃止する。

次第 宋本は「第」を「弟」に作る。

百役 各種の労働。揚雄「逐貧の賦」に「身は百役に服し、手足胼胝す(まめやたこができる)」。なお一説に、数多くの戦役と解することもできる。

冬麦 秋に種をまき、翌年の夏に収穫する小麦。冬小麦。

春種 春に種をまく。李紳「古風二首」其一(「全唐詩」

巻四八三)に「春に一粒の粟を種え、秋に万顆の子を成す」。

公 相手に対する敬称。ここでは嚴武を指す。

下筆 筆をとる。杜甫「丹青引」詩(「詳注」巻一三)に

「將軍筆を下せば生面開く」。ここは命令の文書を書く意。

令囿圖一空 牢獄を完全にからにする。「史記」汲黯列伝に「囿圖をして空虚ならしむ」。

甘雨 時宜にかなった恵みの雨。「詩経」小雅・甫田に

「以て甘雨を祈り、以て我が稷黍を介にす」。

和氣 瑞祥をもたらす穏やかな気。三国魏・曹植「魏徳論

謳・穀」に「和氣、祥を致し、時雨灑沃す(そそぐ)」。

疎決 「疎」は「疎」の俗字。高本は「疏」、錢本、朱本、

張本、仇本、全唐文は「疏」に作る。

両県 成都県と華陽県(朱鶴齡注)。ともに成都府に属す。

府繫 成都府の囚人。

東西兩川 肅宗の至徳二年(七五七)に置かれた東川節度

使と西川節度使が管轄する区域。前者は梓州(四川省三

台県)、後者は成都府に治所がある。なおこの二節度使

は嚴武が兼任する時には、劍南兩川節度使に統合された

(「旧唐書」「新唐書」嚴武伝)。

巡使 巡察に來ている役人。

如く例処分 くの前例と同様に処置する。「旧唐書」肅宗

紀・乾元元年の記事に「今後、医卜の入りて仕うる者は、

明法の例に同じく処分せよ」とある。

隨時之義 「隨時」は時宜にかなう。「易経」随卦・象伝に

「天下、時に随う。隨時の義、大いなるかな」。

貞観 唐の太宗の年号。宋本は「貞」を「正」に作る。

文皇帝 唐の太宗の諡。

長安万年 長安県と万年県（いずれも陝西省西安市）。

赤県 唐代の県における七等級の第一で、都が治める県
〔通典〕卷三三・職官十五・県令。

決獄 訴訟事件に判決を下す。ここでは上文の「疎決」と同様に、罪人に対して罪を軽くする決定をする意。日照りに関連して太宗自らがこうした決定を下した例は、『旧唐書』太宗紀上・貞觀三年に「六月戊寅、旱を以つて、親ら囚徒を録す」、同太宗紀下・貞觀十三年に「去冬より雨ふらざること五月に至る。甲寅、……冤屈を申理し、乃ち雨ふる」など見え、長安県や万年県における例は、『旧唐書』太宗紀下・貞觀十四年に「春正月……甲寅、……雍州及び長安の獄の大辟罪已下を赦す。二月丁丑、……大理・万年の繫囚を赦す」とある。

膏雨 作物を潤す雨。
滂足 雨がじゅうぶんに降る。

岳鎮 辺境を守る高官。

方面 地方の軍政における要職や長官を指す。『後漢書』馮異伝に「任を方面に受けて、以つて微功を立つ」、李賢の注に「西方の一面、専ら以つて之に委ぬるを謂う」とある。

荒札 凶作と疫病。『周礼』天官・膳夫に「大荒には則ち

挙げず（食膳を盛大にしない）、大札には則ち挙げず」、鄭玄の注に「大荒は凶年、大札は疫癘なり」とある。

連帥 地方の高官。唐代では多く觀察使や按察使を指す。

(三)

凡今徵求無名數、又耆老合侍者、兩川侍丁、得異常丁乎。不殊常丁賦斂、是老男老女死日短促也。國有養老。公遽遣吏存問其疾苦、亦和氣合應之義也、時雨可降之徵也。愚以爲至仁之人、常以正道應物。天道去人不遠。

凡今 徵求に名數無く、又た耆老の合に侍すべき者あれば、兩川の侍丁、常の丁に異なるを得んや。常の丁の賦斂に殊ならずんば、是れ老男老女死日短促するなり。國に老を養う有り。公遽やかに吏を遣り、其の疾苦を存問するは、亦た和氣合應するの義なり、時雨降るべきの徵なり。愚以為えらく至仁の人、常に正道を以つて物に應ず。天道人去ること遠からず。

現在、税の徴収には正当な名目はなく、しかも世話をすべき老人がいるのなら（当然優遇されていてよいはずなのに）、兩川の侍丁は、通常の丁と異なっていない。通常の

丁に対する課税に異ならないのであれば、老人の死ぬ日は差し迫ってくる。国には老人に孝養を尽くすということがある。公にはすみやかに役人を派遣して、その苦しみを見舞えば、これもまた穏やかな気が感応する正しいあり方であり、恵みの雨が降る兆しである。思うに最大の仁徳をもつ人は、常に正しい道によって処置を行うことができるものだ。(したがって) 天道は(遠いとはいえず)、人から遠くは離れていないのである。

徴求 税を徴収する。杜甫「又た呉郎に呈す」詩(『詳注』巻二〇)に「已に訴う 徴求、貧は骨に到ると」とある。

名数 名目。ここでは正当な名目の意。

耆老 老人。『礼記』王制に「耆老を養いて以つて孝を致す」。

侍丁 家にとどまり老人に仕える若者。「丁」は成人した男子のこと。『旧唐書』職官志二・戸部尚書・郎中に「凡そ庶人年八十及び篤疾、侍丁一人を給し、九十、二人を給し、百歳、三人」とあり、年齢や状況によって老人につけられる侍丁のきまりがあった。「篤疾」は重病人。また『旧唐書』食貨志上に見える天宝元年(七四二)の

赦文に「其の侍丁の孝なる者は仮に差科(差役と賦税)を免ず」とあるように、税制上の優遇措置もあった。

得異常丁乎 通常の丁と異なることができな、つまり、免税に関する優遇措置がとられず、通常の丁と同様に課税されているということ。

賦斂 税を賦課すること。『春秋左氏伝』成公十八年に「百官に命じ、……賦斂を薄くし、罪戾を宥む」とある。
死日 死ぬ日。『楚辞』七諫・初放に「死日將に至らんとす」。

養老 老人に仕えて孝養を尽くす。
存問 慰問する。『史記』高祖本紀に「櫟陽に至り、父老を存問して、置酒す」とある。

合庇 互いに感応する。班固「西都の賦」(『文選』巻一)に「天人合庇して、以つて皇明(天子の明德)を発す」。

時雨 時期にかなう雨。
至仁 最大の仁徳。『孟子』尽心下に「至仁を以つて至不仁を伐つとき、何ぞ其の血の杵を流さんや」とある。

応物 世に処する。
天道去人不遠 天道は遠くにあるようであっても、人間の行為に感応して幸いをもたらすことを言う。『春秋左氏伝』昭公十八年に見える子産の言葉に「天道は遠く、人

道は邈^{ひか}し。及ぶ所に非ざるなり。何を以つて之を知らん、独孤及「櫟陽県の醴泉を賀する表」(『全唐文』卷三八四)に「王者の沢^{たく} 庶類(万物)に周^{まわ}ければ、則ち神百祥(さまざまな幸い)を降^{くだ}し、天地の心、人を去ること遠^{とほ}からず」とある。なお錢本、仇本、全唐文は「天道遠、去人不遠」、高本、朱本、張本は「天道奚^い近^か去人不遠」に作る。

(京都教育大学)